



2023年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマタネ  
代表者名 代表取締役社長 山崎 元裕  
(コード：9305、東証プライム市場)  
問合せ先 管理本部総務部長 杉本 しのぶ  
(TEL. 03-3820-1111)

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、2023年3月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2023年6月21日開催予定の第124回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、2023年5月19日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更及び役員人事を下記のとおり同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

- ①取締役会の監査・監督機能を強化し、取締役への権限移譲による迅速な業務執行を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることといたしました。このため、監査等委員会設置会社への移行に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等変更を行うものであります。
- ②取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条を変更案第26条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③その他、条文の新設や削除に伴い、条数の整備を行うとともに全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月21日(水)(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月21日(水)(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

(2023年6月21日開催予定の第124回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
山崎 元裕	代表取締役社長（兼執行役員）	同左
角田 達也	代表取締役副社長（兼執行役員）	代表取締役副社長（兼執行役員） 管理・不動産・情報担当
鈴木 康道	代表取締役副社長（兼執行役員）	代表取締役副社長（兼執行役員） 物流・食品担当
岡 伸浩	社外取締役	同左
仁瓶 眞平	社外取締役	同左
松本 裕之	社外取締役	同左

(注) 岡伸浩氏、仁瓶眞平氏及び松本裕之氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2023年6月21日開催予定の第124回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
土屋 修	取締役（常勤監査等委員）	常勤監査役
内藤 潤	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
太田 律子	社外取締役（監査等委員）	社外監査役

(注) 内藤潤氏及び太田律子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

(2023年6月21日開催予定の第124回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
山口 健一	補欠社外取締役（監査等委員）	補欠社外監査役

(4) 退任予定の監査役

(2023年6月21日開催予定の第124回定時株主総会終結のときをもって退任予定)

氏名	現役職名
一法師 裕二	常勤監査役

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条                      〽 (条文省略)</p> <p>第3条                      (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 取締役会                      (2) <u>監査役</u>                      (3) <u>監査役会</u>                      (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条                      〽 (現行どおり)</p> <p>第3条                      (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 取締役会                      (2) <u>監査等委員会</u>                      (削除)                      (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条                      〽 (条文省略)</p> <p>第10条</p>	<p>第6条                      〽 (現行どおり)</p> <p>第10条</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11条                      〽 (条文省略)</p> <p>第17条</p>	<p>第11条                      〽 (現行どおり)</p> <p>第17条</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社に取締役13名以内を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>13名以内を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>2 当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。<u>補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>2</u> 任期の満了前に退任した取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>3</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>4</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>5</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第22条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項に規定するところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の<u>4</u>日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>3</u> 取締役会の招集通知は、会日の<u>3</u>日前までに各取締役に對して発する。ただし緊急の<u>必要</u>があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>4</u> <u>取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>5</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>6</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>7</u> 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>監査役4名以内を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p><u>第27条</u> <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p><u>第28条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(<u>補欠監査役の予選の効力</u>)</p> <p><u>第29条</u> <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p><u>第30条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は会日の4日前までに各監査役に対して発する。</u>  <u>ただし緊急の要あるときはこの期間を短縮することができる。</u>  <u>監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>  <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第27条 <u>監査等委員会は、会社法第399条の2第3項各号に掲げる職務を行うほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第36条 ↳ (条文省略)</p> <p>第40条</p> <p>附則</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第33条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第37条</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>  <u>第124回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

ご参考

第124回定時株主総会後の取締役体制（2023年6月21日付）予定

【取締役】	氏名
代表取締役社長	山崎 元裕
代表取締役副社長	角田 達也
代表取締役副社長	鈴木 康道
社外取締役	岡 伸浩
社外取締役	仁瓶 眞平
社外取締役	松本 裕之
取締役（常勤監査等委員）	土屋 修
社外取締役（監査等委員）	内藤 潤
社外取締役（監査等委員）	太田 律子

執行役員体制（2023年6月21日付）

【執行役員】	氏名	役職名
代表取締役社長	山崎 元裕	
代表取締役副社長	角田 達也	
代表取締役副社長	鈴木 康道	(株)ヤマタネシステムソリューションズ代表取締役社長
副社長執行役員	河原田 岩夫	経営企画担当
常務執行役員	長谷川 哲彦	物流本部長兼物流不動産部長 (株)ヤマタネロジスティクス代表取締役社長
上席執行役員	長谷川 洋	管理本部長 (株)ヤマタネエキスパート代表取締役社長
上席執行役員	溝口 健二	経営企画部長
上席執行役員	大宮 貴文	事業戦略担当
上席執行役員	櫻田 琢磨	物流本部関東支店長 (株)ヤマタネロジワークス代表取締役社長
執行役員	寺田 忠夫	食品本部長
執行役員	永嶋 義範	物流本部関西支店長
執行役員	星野 裕之	(株)シンヨウ・ロジ代表取締役社長
執行役員	高橋 学	管理本部人事部長
執行役員	中島 健雄	デジタル推進本部長

※代表取締役社長及び代表取締役副社長は執行役員を兼務しております。